

保護者 様

上田西高等学校長  
中山 長年

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診断を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒して、登校するときは、必ずこの「治癒報告書」を学校に提出してください。この報告書は、保護者に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

上田西高等学校長 様

年 組 氏名

- 1、疾患名 インフルエンザ
- 2、発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） 月 日
- 3、受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 受診日 月 日

- 4、医師より療養が必要とされた期間 月 日まで

年 月 日

保護者氏名